



労働者派遣法改正の概要

—特に派遣期間の改正点とは—

Q
弊社では派遣社員を雇用しています。特に繁忙期は派遣社員が10名を超えることもありま。このたび、派遣法が改正されたと聞きましたが、その概要、特に派遣期間について教えてください。

A
厚生労働省の集計によると、二〇〇三(平成十五)年度の派遣労働者数は約二〇〇万人となり、この一〇年で約五倍に増えています。経営環境が厳しい中で、雇用に関する企業側の選択肢を増やして雇用機会を確保し、働き方の多様化に対応するため、労働者派遣事業が労働力需給の迅速円滑かつ的確な結合を図ることができるよう、労働者派遣法(職業安定法及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律の一部を改正する法律二〇〇三(平成十五)年法律第八二号)が六月十三日に公布され、二〇〇四(平成十六)年三月一日から施行されました。今回は改正の概要、特に派遣期間の規制緩和について説明します。

〈表〉専門的な26業務

第1号	ソフトウェア開発	第14号	建築物清掃
第2号	機械設計	第15号	機械設備運転等
第3号	放送機器等操作	第16号	受付・案内、駐車場管理等
第4号	放送番組等演出	第17号	研究開発
第5号	事務用機器操作	第18号	事業の実施体制の企画、立案
第6号	通訳、翻訳、速記	第19号	書籍等の制作・編集
第7号	秘書	第20号	広告デザイン
第8号	ファイリング	第21号	インテリアコーディネーター
第9号	調査	第22号	アナウンサー
第10号	財務処理	第23号	O Aインストラクション
第11号	取引文書作成	第24号	テレマーケティングの営業
第12号	デモンストレーション	第25号	セールスエンジニアの営業等
第13号	添乗	第26号	放送番組等における大道具・小道具

「専門的(二六業務)」について
ソフトウェア開発、機械設計などの専門的な二六業務(表参照)については、現行、行政指導により一部を除き、最長三年とされています。今回の改正によって、この行政指導がなくなり、派遣労働者が希望する限りは期間の制限なく受け入れることが可能になります。

これに伴って、一人の派遣労働者を同一の業務に継続して三年を超えて受け入れる際に、派遣先が同じ業務に直接雇用の労働者を新たに雇い入れる場合には、まず、この派遣労働者に優先的に雇用の申し込みをすることが義務づけられます。もともと、派遣労働者が派遣先での雇用を希望しない場合は、雇い入れる必要はなく、引き続き派遣労働者として労働させることができます。

2 「自由化業務」について

営業職、販売職など、二六業務以外の自由化業務については、一九九九(平成十一年)の改正により、派遣期間は最長一年となっていました。今回の改正で最長三年まで延長されることとなります。

ただし、一年を超えて派遣労働者を受け入れようとする場合、派遣先はその派遣期間を定め、その事業所の労働者の過半数で組織する労働組合または労働組合がない場合は労働者の過半数を代表する者に通知し、意見を聴取することが義務づけられます。

3 二六業務以外の業務の特例

(1) 育児・介護休業者の代替派遣
育児休業者の代替で派遣労働者を受け入れる場合の派遣期間は、現行二年までとされています。改正後は、休業者が職場復帰するまで認められるようになります。

【まとめ：労働者派遣法の改正ポイント】

	現行制度	改正内容
専門的26業務	・行政指導により、一部業務を除き最長3年 ※派遣労働者を直接雇用することの措置義務等なし。	・派遣労働者が派遣としての就業を望む場合は無制限。 ※派遣労働者を直接雇用することの措置義務等あり。
営業職・販売職等の専門的26業務以外の業務(1999年「自由化業務」)	・最長1年 ※派遣労働者を直接雇用することの措置努力義務あり。 ※派遣先が派遣期間制限に違反した場合、厚生労働大臣による指導、助言、業名公表。 ※派遣期間の終了通知義務なし。	・最長3年。1年超の場合、派遣先事業所の労働者の過半数代表者等にその期間を通知し、意見聴取をする義務あり。 ※派遣労働者を直接雇用することの措置努力義務あり。 ※派遣先が派遣期間制限を超えて派遣労働者を受け入れようとするか、あるいは受け入れた場合は、希望する派遣労働者に対して派遣労働者の直接雇用の申込み義務あり。従わない場合は、厚生労働大臣による指導、助言、業名公表。 ※派遣期間の終了通知義務あり。
育児・介護代替派遣	・2年	・派遣期間制限を撤廃し、育児・介護休業者の復帰までの代替派遣を認める。
月間就業日数が少ない業務	・1年	・派遣期間制限を撤廃。
物の製造業務の派遣	・禁止	・解禁。ただし、法施行後3年を経過する日までは派遣期間は1年。 ※直接雇用の措置は、自由化業務同様であり。
医療行為に関する業務	・禁止	・解禁。ただし、社会福祉施設等における医療関係業務に限る。 ※病院・診療所における紹介予定派遣は可。

また、これまで法律上規定がなかった介護休業者の代替で派遣労働者を受け入れる場合の派遣期間についても、復帰するまで認められるようになります。

(2) 月間就業日数が少ない業務

一カ月の就業日数が派遣先に雇用される通常の労働者に比べて相当程度少なく、かつ厚生労働省令で定める日数(二〇日以下)の業務である場合は、派遣期間制限の適用対象外となります。

なお、プロジェクト型業務については、原則的派遣期間は最長三年とされており、これまでの取り扱いと変わりません。

4 物の製造業務

「自分の間」禁止とされていた物の製造業務への派遣が解禁されます。ただし、改正法が施行されたから三年を過ぎる日までは、派遣期間は最長一年となります。その後は、「自由化業務」と同じ派遣期間となります。

5 医療行為に関する業務

社会福祉施設などの医療関連業務に限り解禁されました。なお、病院・診療所等の医師、看護師等の業務については、紹介予定派遣についてのみ可能となりました。